

議案第 85 号

三田市高平ふるさと交流センター条例の一部を改正する条例の制定について

三田市高平ふるさと交流センター条例の一部を改正する条例を次のとおり定める。

令和 5 年 1 1 月 2 4 日提出

三田市長 田 村 克 也

三田市条例第 号

三田市高平ふるさと交流センター条例の一部を改正する条例

三田市高平ふるさと交流センター条例（平成6年三田市条例第20号）の一部を次のように改正する。

第3条を次のように改める。

第3条 削除

第4条各号を次のように改める。

- (1) 都市と農村の交流及び農村の活性化に資する事業を促進すること。
- (2) コミュニティの醸成を図るために必要な事業を実施すること。
- (3) コミュニティの形成、文化の振興等を目的とした施設利用の促進を図ること。
- (4) 前3号に掲げるもののほか、第1条に規定する目的を達成するために必要な業務

別表中

「

交流センター	文化交流室		
	和室		
	多目的 ホール	専用使用	全面
			1 / 2面
個人使用			
農業構造改善 センター	調理実習室		
	研修室兼映写室		
	会議室		

を

」

「

音楽交流室		
和室		
体育館	専用使用	全面
		1 / 2面

	個人使用
食の交流室	
大会議室	
小会議室	

に改める。

」

付 則

この条例は、公布の日から起算して1年を超えない範囲内において規則で定める日から施行する。